

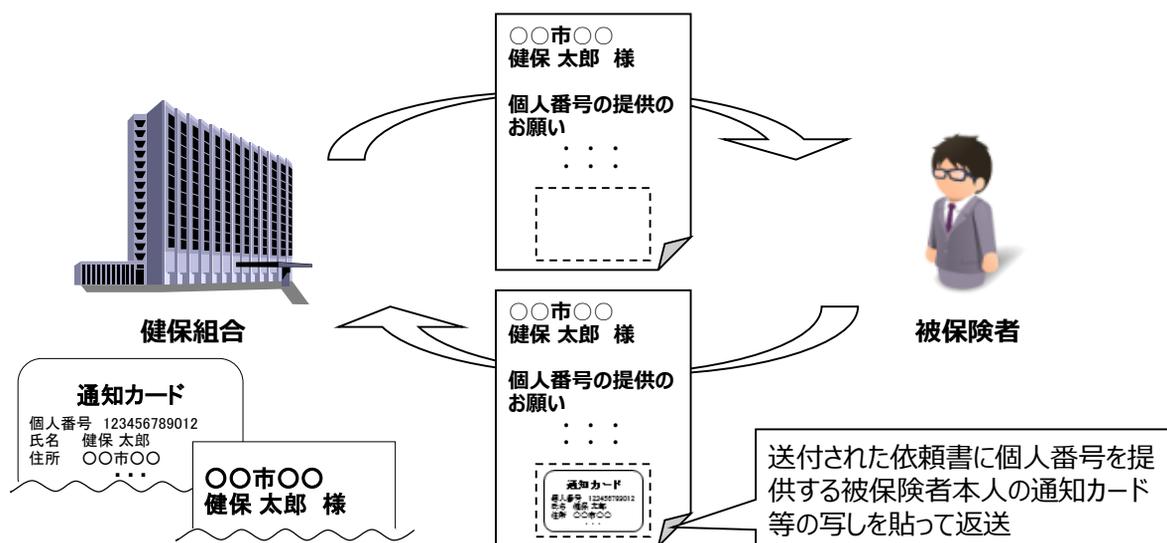
### 本人確認方法

(個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認)

---

## 個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認

健康保険組合が被保険者から個人番号の提供を受ける場合に、被保険者に対して個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、被保険者がある書類に通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）の裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。



### 【ポイント】

- 個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別番号）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方（被保険者）が本人に相違ないことの確認を健康保険組合が行っていることを前提としています。
- 依頼書類に、被保険者が通知カード等の写しを貼付して返送することで、通知カード等の写しで番号確認を行うとともに、依頼書類に印字した個人識別事項と貼付されている通知カード等の写しの個人識別事項が同一であることを確認することにより、身元（実在）確認を行います。
- 個人番号利用事務等実施者自身（健康保険組合）が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。
- 個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者（健康保険組合）がその被保険者に対して送付した書類が返送されたことが分かる措置（例えば、送付する書類に一連番号を記載し、返送された書類の一連番号を確認するなど。）を行い、返送された書類と健康保険組合が管理している個人識別事項を照合できる場合には、個人識別事項を印字したものとして取り扱っても差し支えありません。

# 個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認

## 【関連条文等】

- 番号確認
  - ・ 番号法第十六条
  - ・ 番号法施行規則第三条第一項第六号
  - ・ 国税庁告示 5「官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給した書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの」
- 身元（実在）確認
  - ・ 番号法施行規則第一条第一項第二号
  - ・ 番号法施行規則第二条第二号
  - ・ 国税庁告示1 及び4「個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類」
  - ・ 平成27年1月30日公表 国税庁告示（案）のパブコメ結果の概要No.36及びNo.38

## 【参考】

- 国税庁ホームページ 本人確認に関するFAQ (2) 本人確認（国税庁告示）

- ・ Q2-1 あらかじめ氏名や住所等を印字した書類を交付しておき、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際にはその書類を確認することによって身元確認をすることは可能ですか。

（答）

国税分野の手続では、事業者があらかじめ氏名や住所等を印字して交付した書類により身元確認を行うことができます。すなわち、あらかじめ個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を印字した書類を顧客に交付しておき、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際には、顧客から通知カードの写しと併せてその書類の返送を受け、通知カードに記載された個人識別事項とその書類に印字した個人識別事項が同一であることを確認することによって身元確認を行うことができます。

なお、このような取扱いを認めているのは、個人識別事項を印字した書類を顧客に交付する場合に、その印字した個人識別事項が交付する顧客本人のものであることに相違ないことについて、事業者の方が既に確認できているということを前提としているからです。

- ・ Q2-2 Q2-1の方法（あらかじめ氏名や住所等を印字した書類を交付しておき、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける際にその書類を確認することによって身元確認する方法）により本人確認を行う際、結婚等による氏名の変更や転居等による住所の変更などがあり、通知カードの記載内容と印字内容が異なっていた場合であっても、本人確認を了したと考えてよいですか。

（答）

番号法上、通知カードの表面に記載されている事項（住所、氏名、生年月日）に変更があった場合には市区町村に届け出ることとされています。この届出を行うことにより、変更のあった事項は通知カードの裏面に追記されます。

このため、氏名や住所等を印字した書類を交付した後に氏名や住所などに変更があった場合でも、通知カードに追記される前の事項（通知カードの表面に記載された、変更前の氏名や住所等）と照合することにより、本人確認を行うことが可能です。

一方、何らかの理由により通知カードに記載された変更後の氏名や住所とあらかじめ印字して交付していた書類の氏名や住所等が異なる場合には、両書類の記載事項を照合することができないことから、身元を確認できる書類を別途添付していただくか、又は住民票の写しや戸籍謄本など、同一人であることが確認でき、かつ、変更内容が分かる書類を添付していただく必要があります。

【参照】国税庁ホームページ（番号法に基づく本人確認方法）

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf>

【参照】国税庁ホームページ（本人確認に関するFAQ）

[http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/honninkakunin\\_qa.htm#a22](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/honninkakunin_qa.htm#a22)